

○平成三十年総務省告示第 号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十一条の規定に基づき、総務大臣が別に告示するIPアドレスを次のように定め、平成三十年 月 日から施行する。

平成三十年 月 日

総務大臣 石田 真敏

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十一条に規定するIPアドレスは、マルチキャストアドレスとし、IPv4マルチキャスト又はIPv6マルチキャストを使用する場合には、IETF RFCで定めるIPアドレスの構成に準拠することとする。